

神奈川県内部統制基本方針

「いのち輝くマグネット神奈川」の実現には、その土台となる県民からの信頼の確保と、職員同士がしっかりとコミュニケーションをとれる風通しのよい笑いあふれる職場づくりが不可欠です。

こうした職場づくりは、一部の職員だけの取組や一時的な取組によって実現できるものではありません。全ての職員が認識を共有し、日常業務の中でリスクを的確に把握して、継続的に不祥事の未然防止に努めることが必要です。

そこで、本県では、職員一人ひとりが主体的に業務上のリスクを評価・コントロールし、組織的対応の強化を図るため、地方自治法第 150 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり内部統制の基本方針を定め、不祥事の根絶に取り組みます。

1 対象事務

次に掲げる事務を本県における内部統制の対象事務とする。

- (1) 財務（会計、財産管理）に関する事務
- (2) 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務
- (3) その他全庁的なリスク（サービス等）を有する事務

2 取組の視点

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
組織としてチェックを行う事務処理体制の構築を進めるとともに、組織内での業務の進捗状況や課題の共有、報告・連絡・相談による情報共有の重要性を改めて認識することにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。
- (2) 財務報告等の信頼性の確保
決算の意義や重要性を改めて認識し、チェックを組織的に行う対策を講じるとともに、日々の業務プロセスにおけるルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性の確保を図ります。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
公務員として、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観が求められているという自覚と責任感を持つとともに、根拠法令等を理解し、業務に関わる法令等を遵守します。
- (4) 資産の保全
県が保有する資産の現況や課題を把握し、資産の取得や管理、利活用、処分等の適切な運用を行い、資産の適正な保全を図ります。

3 知事以外の任命権者の内部統制

知事部局から各任命権者に対して必要な情報を提供・共有するとともに、各任命権者は、知事の基本方針に準じるなどして、一体となって内部統制の取組を推進します。

令和 2 年 4 月 1 日
神奈川県知事 黒岩 祐治